

公共施設  
管理・整備

〈立花 慶三 議員〉

東部地域防災センターのあり方

〈町長〉

このたびの災害で、作業に遅れが生じ、全体のスケジュールにも遅れが出るものと考えているが、事業そのものは継続して実施する。

〔Q1〕 熊野町が激甚災害に指定されたことで、予定外の速さで地域防災センターが建設されることになった。補助を受ける立場でもあり、国から様々な制約があると思うが、地域の要望は反映されていると聞いている。あの大雨水後の急を要した計画策定だけに、幾多の問題があるのではないかと。

〔A1〕 東部地域の防災拠点施設としての機能を有するとともに、平時は東公民館に変わる新たなコミュニティ施設として活用できるように考えている。平時は地域の住民が利用しやすい施設とする。避難者が避難しやすい施設として、建設場所や施設内容の検討を進めている。

〔Q2〕 ワークショップにて各自治会の方々と協議がされ問題はないが、当初、規模は「くまのみらい交流館」とほぼ同じとの回答であった。縮小しているのはなぜか。

〔A2〕 公民館機能に防災機能を加えるため、現在の東公民館より広くなる予定だが、今後、プロポーザルにより設計を進めていく中で施設規模を決めていきたい。

〔Q3〕 三谷川の氾濫についてやるべきことがあるのでは。

〔A3〕 三谷川の奥に国と県が砂防堰堤、治山ダムを整備する。崩壊した護岸は県が整備し、浚渫については町が実施し、定期的に行ける。

復旧・復興の取り組みについて確認

～総務厚生委員会～

10月19日と12月17日に総務厚生委員会を開催し、7月豪雨災害後の「復旧・復興の現況」や「熊野町地域支え合いセンターの取り組み」について執行部から説明を受け、質疑を行いました。また、「委員会活動のあり方」についても協議を行いました。

○災害復旧・復興の現況について

復旧・復興事業の進行管理を行う「復旧・復興推進会議」の設置や、自宅が大規模半壊以上の規模で被災した世帯に支給される「生活再建支援金」等について、また、国の災害査定後、内示があり次第、公共インフラ・施設等の復旧に着手することなどについて説明を受けました。

こんにちは  
熊野町地域支え合いセンターです

熊野町では、平成30年7月豪雨で被災された方々の安心した日常生活を支えるため、見守り、生活支援、地域交流の促進、健康づくり・介護予防等の総合的な支援に取り組んでいます。保健師、地域包括支援センター職員等が、仮住居やご自宅にお住まいの方を戸別訪問し、お困り事や各種相談に対応します。

熊野町地域支え合いセンターの主な活動内容

見守り訪問 仮住居やご自宅に訪問し、見守り、声かけを行います。	総合相談受付 お困り事や各種相談に対応します。関係機関につないだり、支援情報を提供します。	健康づくり・介護予防 こころや体の健康に関する相談に応じます。健康づくり・介護予防の支援を行います。
------------------------------------	--	---

○熊野町地域支え合いセンターの取り組みについて

被災者がそれぞれの環境の中で、安心した日常生活を送ることができるよう、見守り、日常生活の相談、生活支援、地域交流などの被災者支援を一体的に提供する取り組みについての説明がありました。

○委員会活動のあり方について

町民により良い結果を返すため、また、利便性や満足度の向上のために、委員会としてどのような活動をするべきか、意見交換を行いました。

大原ハイツ緊急避難道路を視察

～産業建設委員会～

12月20日に産業建設委員会を開催し、建設部及び水道部の各課から「平成30年度主要事業の実施状況」について説明を受け、質疑を行いました。

また、7月豪雨災害に伴う災害査定後の復旧工事等の時期についてや、報道の多かった「ため池などの廃池」に関する熊野町の状況などについて、確認や意見交換を行いました。

その後、「大原ハイツ緊急避難道路」の計画地を現地視察し、計画について説明を受けました。

○大原ハイツ緊急避難道路

- ・現在の仮設道路の北側に本設する。
- ・本設道路は車道幅員5m、歩行者幅員1mで、合わせて6mの幅員となる。
- ・ブロック積擁壁を山側（南側）に設置する。
- ・歩道と車道の間にラバーポールを設置する。



▲ 大原ハイツ緊急避難道路計画地の現地視察

今後も、当委員会の所管事務分野において、主要事業の実施状況の確認や、問題点や課題の解消により、町民の安全と利便性が向上するよう、積極的に調査・研究に取り組んでいきます。

『熊野町防災の日を定める条例』

～議員提案による政策条例案が可決～

12月12日の定例会において、議員提案された、「熊野町防災の日を定める条例」案を、原案のとおり全会一致で可決した。

この条例は、7月6日を「熊野町防災の日」と定めることとし、尊い多くの生命と財産が失われる甚大な被害をもたらした、平成30年7月豪雨による災害の体験と教訓を風化させることなく後世に継承するため、住民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、自助・共助及び公助の精神によるさまざまな災害への備えを充実強化することを目的としている。

また、7月6日を含む1週間を防災週間とし、町・住民・関係機関等が連携して防災及び減災への取組を推進するものとしている。

自然災害による人的被害を最小限に抑えるためには、町と住民一人ひとりが自主的に早い段階での的確な判断と迅速な初動対応が必要となる。

そのためにも、平成30年7月豪雨による災害で得た痛ましい記憶と経験を風化させず、今後も高いレベルでの危機意識と警戒意識を維持していきたいという提案者の思いが込められている。

